

大洲市農業委員会定例総会議事録

①	日 時	令和6年8月5日（月）午前10時00分～午前11時40分					
②	会 場	大洲市役所2階 大ホール					
③	出席委員						
1	池田幸二	2	吉岡きみ子	3	武田隆宏	4	藤田秀美
5	西岡輝治	6	須藤賢一	7	明後久利	8	森岡芳文
9	菊地正夫	10	幸野登吉	11	二宮康壽	12	川本由紀美
13	矢野正祥	14	一柳幸唯	15	平井城太郎	16	形山康浩
17	高岡利典	18	津國巳代子	19	池田雄一	20	森永茂史
21	橋本英司	22	都築孝壽	23	武内誠	24	池浦萬里子
25	津田勇	26	田中賢寿	27	永沼寛	28	日野修次
29	大本昭裕	30	武知由美子	31	上満啓司	32	中本祐市
33	坂幹幸	34	跡部雅	35	堀内保宏	36	和氣繁輝
37	細井敏江	38	有友章治	39	請田竹男		
④	欠席委員						
⑤	遅刻委員						
⑥	事 務 局	新次長		松田専門員（農政）		菊地係長（農地）	
		吉田書記					
⑦	農 林 振 興 課	後藤専門員					
⑧	会 議 の 内 容	議案第44号	農地法第3条の規定による許可申請について				
		議案第45号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について				
		議案第46号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について				
		議案第47号	農地転用事業計画変更申請について				
		議案第48号	非農地証明について				
		議案第49号	農業振興地域整備計画の変更について				
		議案第50号	納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明				
			について				
		議案第51号	農地利用集積計画の決定について				

事務局（次長）	<p>只今から、令和6年第8回大洲市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>開会に当たり、幸野会長にご挨拶をお願いいたします。</p>
会 長	(会長挨拶)
事務局（次長）	<p>只今から、議案審議に移ります。会議規則第3条により、幸野会長に議事進行をお願いいたします。</p>
議 長（会長）	<p>これより本日の会議を開きます。</p> <p>出席委員は農業委員19名中19名、推進委員20名中20名で定数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告いたします。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。</p> <p>まず、日程第1 議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員に、29番 大本昭裕委員と30番 武知由美子委員を指名いたします。</p> <p>次に、日程第2 書記の指名を行います。</p> <p>本日の会議の書記に、事務局の吉田書記を指名いたします。</p> <p>それでは、日程第3 議案審議に入ります。</p> <p>まず、議案第44号『農地法第3条の規定による許可申請について』を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局（農地係長）	<p>議案書の1ページをご覧ください。</p> <p>4件の許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>1番は、徳森字野田の畑1筆198.45㎡について譲渡人が市外在住で耕作管理が困難なため、付近に住む譲受人に売買により譲渡するものです。</p> <p>所有権移転後は、ぶどうの栽培をする計画です。</p> <p>農業は、譲受人夫婦が年間を通して従事します。</p> <p>2番は、春賀の田4筆4,033㎡、畑5筆1,019㎡、及び樹園地2筆738㎡の合計11筆について譲渡人が市外在住で耕作管理が困難なため、付近に住む譲受人に贈与により譲渡するものです。</p> <p>所有権移転後は水稻、野菜、栗及び柿を栽培する計画です。</p> <p>農業は譲受人親子が年間を通して従事します。</p> <p>3番は、長浜町下須戒の田1筆783㎡について県外在住である譲受人が親元へ戻り、譲渡人である父の農地を売買により取得し、耕作管理を始めるものです。</p> <p>所有権移転後は、水稻を栽培する計画です。</p> <p>農業は、譲受人親子が年間を通して従事します。</p> <p>4番は、河辺町植松の樹園地1筆755㎡について譲渡人が高齢で県外在住であり、耕作管理が困難なため付近に住む譲受人に贈与により譲渡するものです。</p> <p>所有権移転後は、栗を栽培する計画です。</p> <p>農業は譲受人親子が年間を通して従事します。</p> <p>以上、4件のご審議をよろしく申し上げます。</p>
議 長（会長）	<p>只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員より報告を受けたいと思います。1番。</p>

6 番

1 番案件について、ご説明いたします。議案説明資料は 2 ページを参考にしてください。

1 番案件は、売買による所有権移転です。申請地は、市立平小学校から、北へ約 850m のところにある畑 1 筆です。

先月 17 日に、事務局職員と現地確認を行い、現在も良好に管理されていることを確認しました。

今回、申請農地を取得するにあたって、譲受人より、樹園地として耕作管理を始め、ブドウを栽培していく旨の「新規営農計画書」が提出されております。

譲受人は、知人の手伝いで 15 年ほど農作業の経験があり、今後は夫婦で年間を通して農業に従事していくとの申し出でありますので、今後の状況を見守っていくこととします。

そのほかの調査結果については、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第 3 条第 2 項の第 1 号関係から第 6 号関係までの規定に該当する事項はありません。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

2 番。

21 番

2 番案件について、ご説明いたします。議案説明資料は 3 ページを参考にしてください。

2 番案件は、贈与による所有権移転です。申請地は、三善コミュニティセンターから東へ約 500m から 1.0km のところに点在する田、畑、及び樹園地、合計 11 筆です。

先月 22 日に、事務局職員と現地確認を行い、申請地のほぼすべてが良好に管理されていることを確認しました。

畑の一部に雑草が繁茂しておりましたが、今後、譲受人がほかの申請地と併せて整備していくとのこととします。

譲受人世帯は、現在も水稲及び野菜を栽培しており、今後も引き続き親子で年間を通して農業に従事していくとのこととしますので耕作管理に問題はないと考えます。

そのほかの調査結果については、議案説明資料に記載のとおりで農地法第 3 条第 2 項の第 1 号関係から第 6 号関係までの規定に該当する事項はありません。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

3 番。

28 番

3 番案件について、ご説明いたします。議案説明資料は 4 ページを参考にしてください。

3 番案件は、売買による所有権移転です。申請地は、大和コミュニティセンターから南東へ約 150m のところに位置する田 1 筆です。

先月 22 日に事務局職員と現地確認を行い、現在も良好に管理されていることを確認しました。

今回、申請農地を取得するにあたって、譲受人より現在は千葉県に住んでいるが、両親の住む伊予郡松前町に戻り、父の所有地を譲り受けて耕作管理を始める旨の「新規営農計画書」が提出されております。

現在、申請農地を耕作している両親とともに、年間を通して農業に従

	<p>事していくとのことですので今後の耕作管理に問題はないと思われ ます。</p> <p>そのほかの調査結果については、議案説明資料に記載のとおりで農地 法第3条第2項の第1号関係から第6号関係までの規定に該当する事項 はありません。</p> <p>ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
議 長 (会長)	4 番。
3 6 番	<p>4 番案件について、ご説明いたします。議案説明資料は5 ページを参 考にしてください。</p> <p>4 番案件は、贈与による所有権移転です。申請地は大洲市役所河辺支 所から北東へ約200mのところにある樹園地1筆です。</p> <p>先月17日に、事務局職員と現地確認を行いました。</p> <p>申請地は雑草が繁茂しており、しばらくは耕作されていない状況でし たが、今後、譲受人が整備を行い耕作管理していくとのことでした。</p> <p>譲受人世帯は、現在も水稻及び粟を栽培しており、今後も引き続き親 子で年間を通して農業に従事していくとのことですので耕作管理に問題 はないと考えます。</p> <p>そのほかの調査結果については、議案説明資料に記載のとおりで農地 法第3条第2項の第1号関係から第6号関係までの規定に該当する事項 はありません。</p> <p>ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
議 長 (会長)	地元委員からの報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。
3 4 番	3 番目の長浜町の案件について確認させてください。新規で始める ということですが、今回の対象となる田、1反弱の田ですけれども通 作距離のほうを見ますと約38kmということで、かなり遠方になります けれども、これは本当にきちんと営農管理がなされるのでしょうか、と いうことを一点確認させてください。
事務局 (農地係長)	事務局からよろしいでしょうか。親元に戻って松前町のほうから農地 へ通作するのに38kmあるということで、距離はあるのですけれども「新 規営農計画書」のほうでは耕作管理を両親とともに行うということ でいただいております。現在も両親のほうで耕作管理していますので問題 ないかと判断しております。
3 4 番	分かりました。ありがとうございます。
議 長 (会長)	そのほかになにかご質疑はないでしょうか。
委 員	(質疑なし)
議 長 (会長)	特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可すること にご異議ありませんか。
委 員	(異議なし)

議長（会長）

ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第45号『農地法第4条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（専門員兼農政係長）

議案第45号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。議案書2ページならびに議案説明資料の6ページから13ページを併せてご覧ください。

1番、阿蔵の土地2筆です。申請地は申請人の父が自己住宅を建築するのに合わせて、一体的に利用するために造成した土地を自宅敷地として利用するとの申請であります。

申請地は、議案説明資料7ページの位置図において赤色の箇所となっており、大洲市中心部から北西に約1.4kmのところの位置し、付近には公共施設等がなく、一定規模以上の農地の集団性がない生産性の低い農地であることから「第2種農地」と判断いたしました。

一般基準の各審査項目につきましては、議案説明資料6ページをご確認ください。

なお、このことにつきましては違反転用となっており、始末書が提出されている案件になります

2番、上須戒の土地3筆です。申請者が高齢で農作業が困難となり、後継者も近くに居住していないので農業ができず、耕作希望者もないため杉を植林して山林として管理するものであります。

本案件につきましては、今年4月の第4回定例総会で農用地区域の除外についてご審議頂きました案件であり、農振法第12条公告がなされております。

申請地は、議案説明資料12ページの位置見取図において赤色の箇所となっており、大洲市内中心部から北西に約6.2kmのところの位置し、付近には公共施設等がなく、一定規模以上の農地の集団性がない生産性の低い農地であることから「第2種農地」と判断いたしました。

一般基準の各審査項目につきましては、議案説明資料11ページをご確認ください。

以上、2件です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員より報告を受けたいと思います。1番。

1番

1番案件について、調査結果をご報告申し上げます。議案説明資料の6ページから10ページをお開きください。

まず、立地基準である第2号の「代替性要件」につきまして、議案説明資料記載のとおり問題ないと考えます。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」につきまして、先程、事務局から説明がありましたように、既に自己住宅の敷地として利用をされている。この件につきまして、違反転用の状況にあることから本人も始末書を提出し、大変反省されています。

申請地周辺は、河川や自己所有地で囲まれており、今後において現状と変更がないことから問題はないと考えます。

よって本件は、農地法第4条第2項の各号には該当しないため許可相当として追認許可はやむを得ないものであると考えます。

議長（会長）

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

23番

2番。

2番案件について、調査結果をご報告申し上げます。議案説明資料の11ページから13ページをご覧ください。

本件は、今年の6月に開催されました第6回定例総会の「議案第25号農業振興地域整備計画の変更」におきまして、農地転用を前提とした農用地区域の除外を審議した案件となっております。調査結果は第6回定例総会でご説明いたしましたとおり立地基準、一般基準においてどちらもその時の状況と変わっておりませんので、調査報告書記載のとおり問題ないものと思われま

す。また、「周辺農地等への影響」につきましては、申請地は周囲を宅地や山林に囲まれており、また、周辺農地所有者にも同意を得ていることから、特に問題ないものと考えます。

よって本件は、農地法第4条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

地元委員から報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特にご質疑もないようですので、申請のとおり許可相当として送付することに、ご異議ありませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定いたしました。

次に、議案第46号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（次長）

議案第46号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。

議案書3ページならびに議案説明資料14ページから25ページまでを併せてご覧ください。

1番、菅田町菅田の土地261㎡の案件は、借受人は現在実家住まいで、手狭で不便なため独立をしたいとの思いから、隣接の兄所有の申請地を借り受けて自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は大洲市中心部から東に約6.2kmのところ

に位置し、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近くになく、生産性の低い農地であることから「第2種農地」と判断しております。

したがいまして、立地基準の代替性と一般基準についてご審議をお願いいたします。

なお、本申請地は写真をご覧いただいたとおり駐車場となっており違反転用の状態です。これについて貸渡人から始末書が提出され、本人も反省しておりますので追認していただきますようお願いいたします。

2番、菅田町大竹の土地168㎡の案件は、借受人が産業廃棄物や一般廃棄物の収集運搬業務を行っていて、今年の6月に県から産業廃棄物の積替え保管場所として利用している土地が「森林法規定違反にあたる、是正を求める」との指導を受け、代替地を探したところ現在賃借している今回の申請地の所有者から了解得たことから、資材置場及び積替え保管場所として利用するため申請するものです。

農地区分は大洲市中心部から東南東に約3.6kmのところの位置し、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近くになく、生産性の低い農地であることから「第2種農地」と判断しております。

したがいまして、立地基準の代替性と一般基準についてご審議をお願いいたします。

なお、本申請地は写真をご覧いただいたとおり以前から車庫として利用されており違反転用の状態です。これについて貸渡人、借受人双方から始末書が提出され、本人たちも反省しておりますので追認していただきますようお願いいたします。

3番、戒川の土地1,136㎡の内198㎡の案件は、借受人が祖父から農業を承継する形で、祖父の土地を借り受けて農業用倉庫を建築しようとするものです。

申請地は、大洲市中心部から北に約10.2kmのところの位置し、今年の4月に農振農用地区域の農地から農業用施設用地に用途区分変更が行われている農地であることから、農地法第5条第2号ただし書により「不許可の例外」にあたり問題ないものと思われま。

したがいまして、立地基準には適合しており、一般基準についてご審議をお願いいたします。

なお、本件は農用地区域内にある農地での転用のため、今月27日開催予定の常設審議委員会においてご審議いただく予定です。

以上、3件でございます。ご審議のほど、お願いいたします。

議長(会長)

只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員より報告を受けたいと思います。1番。

11番

それでは、1番案件の調査結果をご報告いたします。議案説明資料の14ページから17ページを参考にしてください。

申請地は15ページの位置図のとおり、菅田コミュニティセンターから東へ約1.8kmに位置する農地になります。

まず、立地基準については、報告書記載のとおり申請地以外に適当な土地がないことから特に問題ないものと思われま。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、申請地は現在駐車場となっておりますが、許可があり次第着工したいとのことであり問題ないと思われま。

また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、16ページの地番地目図のとおり申請地の隣接に農地がありますが、隣接農地所有者の同意を得ているとのことであり特に問題ないものと思われま。

よって本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、また、違反転用に関しましては、所有者より始末書が提出され反省しているようですので追認許可はやむを得ないものと考えま。

ご審議のほど、よろしくようお願いいたします。

議長(会長)

2番。

13番

それでは、2番案件の調査結果をご報告いたします。議案説明資料の18ページから21ページを参考にしてください。

申請地は19ページの位置図のとおり、大洲道路富士インターチェンジ出入口から、南へ約1.6kmに位置する農地になります。

まず、立地基準については、報告書記載のとおりであり特に問題ないものと思われま

す。次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、写真にありますように、借受人である会社の元の社長が平成18年頃建築し、駐車場として使っていたもので、違反転用の状態となっております。

また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、20ページの地番地目図のとおり、申請地の隣接に農地がありますが、隣接農地所有者の同意を得ているとのことであり、特に問題ないものと思われま

す。よって本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、また、違反転用に関しまして所有者より始末書が提出され反省しているようですので追認許可はやむを得ないものと考えま

す。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長(会長)

3番。

30番

それでは、3番案件の調査結果をご報告いたします。議案説明資料の22ページから25ページを参考にしてください。

申請地は23ページの位置図のとおり、白滝コミュニティセンターから北へ約2.2kmに位置する農地になります。

本件は、事務局から説明がありましたように市の農業振興地域整備計画において用途区分の変更が行われた農地であり立地基準、一般基準い

ずれも調査報告書記載のとおり特に問題ないものと思われま

す。よって本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えま

議長(会長)

す。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

只今、地元委員から報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

(質疑なし)

議長(会長)

特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可相当として送付することに、ご異議ありませんか。

委員

(異議なし)

議長(会長)

ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定いたしました。

次に、議案第47号『農地転用事業計画変更申請について』を議題と

いたします。事務局の説明を求めます。

事務局(次長)

議案第47号「農地転用事業計画変更申請について」ご説明申し上げます。議案書4ページならびに議案説明資料26ページから29ページまでを、併せてご覧ください。

	<p>1番、柚木の土地の案件は、平成28年9月6日付けで転用許可、令和4年9月22日付けで計画変更承認となっている案件です。</p> <p>計画変更承認後、計画を練っていたが当初計画者も高齢になり資金調達も困難なため、子に承継し住宅を建築するという事業内容の変更をしようとするものです。</p> <p>農地区分は、大洲市中心部から南東に約600mのところに位置し、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域（第一種住居地域）内にある農地であることから「第3種農地」と判断しております。</p> <p>したがって、立地基準には適合しており一般基準についてご審議をお願いいたします。</p> <p>以上、1件でございます。ご審議のほど、お願いいたします。</p>
議長（会長）	<p>只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員より報告を受けたいと思います。1番。</p>
1番	<p>それでは、1番案件の調査結果をご報告いたします。議案説明資料の26ページから29ページを参考にしてください。</p> <p>申請地は27ページの位置図のとおり、市役所から南東へ約600mに位置する農地になります。</p> <p>本件は事務局報告のとおり、平成28年9月に転用許可があり、また令和4年9月に計画変更が承認されている案件です。</p> <p>変更内容は先の計画変更承認後、住宅を建築する予定でありましたが、当初計画者は高齢になったため本計画を子に承継し、新たに住宅を建築するため事業内容の変更が必要となったとのことでございます。</p> <p>次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、計画変更承認があり次第、借入金にて着工したいとのことであり問題ないものと思われます。</p> <p>また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、28ページの地番地目図のとおり申請地の隣接に農地はありませんので、特に問題ないものと思われます。</p> <p>よって本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため計画変更はやむを得ないものと考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長（会長）	<p>地元委員から報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。</p>
委員	<p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり承認相当として送付することに、ご異議ありませんか。</p>
委員	<p>（異議なし）</p>
議長（会長）	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり承認相当として送付することに決定いたしました。</p> <p>次に、議案第48号『非農地証明について』を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局（専門員兼）	<p>議案第48号「非農地証明について」ご説明申し上げます。議案書5</p>

農政係長)	<p>ページならびに議案説明資料30ページから32ページまでを併せてご覧ください。</p> <p>1番、長浜町下須戒の土地2筆合計6,379㎡の案件は、転用(植林に限る:20年以上経過)し、復旧が著しく困難ということで、申請があったものでございます。</p> <p>申し出によりますと、申請地に亡父が昭和50年頃、山林として管理するため檜を植林し、現在は農地として復旧することが著しく困難となったとのことでございます。</p> <p>以上、1件でございます。ご審議のほど、お願いいたします。</p>
議 長 (会長)	<p>只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員より報告を受けたいと思います。1番。</p>
28番	<p>それでは、1番案件の調査結果をご報告いたします。議案説明資料の30ページから32ページを参考にしてください。</p> <p>申請地は31ページの位置見取図のとおり、大和コミュニティセンターから南東へ約800mに位置する農地になります。</p> <p>申請によりますと、申請地は亡父が樹園地として利用していたが、昭和50年頃、山林として利用するため檜を植林し、現在では農地への復旧は著しく困難な状態であるとの申し出です。</p> <p>申請者の申立て及び現地調査による樹木の生育状況から、少なくとも植林後20年以上経過しているものと推察することができ、農地への復旧には開墾と同程度の労力が必要であると考えられることから、復旧は著しく困難と思われます。</p> <p>よって本件は、非農地と判断して差し支えないと考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議 長 (会長)	<p>地元委員から報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。</p>
委 員	<p>(質疑なし)</p>
議 長 (会長)	<p>特にご質疑もないようですので、この証明願の土地については非農地と判断し証明書を交付することにご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>(異議なし)</p>
議 長 (会長)	<p>ご異議ないものと認め、この証明願の土地については非農地と判断し証明書を交付することに決定いたしました。</p> <p>次に、議案第49号『納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について』を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局 (専門員兼農政係長)	<p>議案第49号『納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について』について説明します。議案書は6ページを、議案説明資料は33ページをご覧ください。</p> <p>租税特別措置法第70条の4第1項または第70条の6第1項の規定に基づき、贈与税または相続税の納税猶予の適用の特例を受けている者は、その特例の適用を継続して受けるために3年ごとに税務署に納税猶予の継続届出書を提出する必要がある、その添付書類として農業を引き</p>

	<p>続き行っている旨の農業委員会の証明書を提出する必要があります。</p> <p>この議案は、申請者は引き続き農業経営を行っていることを証明することについてご審議いただくものです。</p> <p>1番は市木の申請人です。申請農地は、東大洲にある1筆で3,070㎡になります。納税猶予の種類は相続税となっており、相続日は平成20年9月25日となっております。</p> <p>対象の農地につきましては、すべて耕作管理されておりました。</p> <p>以上、1件です。ご審議よろしくお願いたします。</p>
議長（会長）	<p>只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員より報告を受けたいと思います。1番。</p>
3番	<p>それでは、1番案件の調査結果を報告いたします。議案説明資料の33ページを参考にしてください。</p> <p>申請地は、33ページの位置見取図のとおり大洲市立図書館から南東に約320mの位置にある農地1筆になります。</p> <p>申請人は、露地野菜および施設園芸などを主体とした農業をしております。</p> <p>7月25日に事務局担当者と現地確認を行い、対象農地にはハウスが3棟あり、ハウスの中はちょうど端境期で野菜の栽培は確認できませんでしたが、栽培できる準備をされていることを確認しました。</p> <p>申し出によるとナス、トマト、きゅうりなどを栽培されているようです。対象農地の農業経営を行っていることからこの証明書の交付については問題ないと考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いたします。</p>
議長（会長）	<p>地元委員より報告がありましたが、ご質疑はありませんか。</p>
委員	<p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>ご質疑もないようですので、納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明書を交付することに、ご異議ありませんか。</p>
委員	<p>（異議なし）</p>
議長（会長）	<p>ご異議ないものと認め、この納税猶予に係る証明願については引き続き農業経営を行っている旨の証明書を交付することに決定いたしました。</p> <p>次に、議案第50号『農業振興地域整備計画の変更について』を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局（専門員兼農政係長）	<p>議案第50号「農業振興地域整備計画の変更について」をご説明いたします。議案書7ページならびに議案説明資料34ページから37ページまでを併せてご覧ください。</p> <p>今回は、農用地区域からの除外1件でございます。</p> <p>1番、長浜町下須戒の土地1筆769㎡の案件は、申出地は山間部に位置し、傾斜のある大変不便な農地で、後継者もおらず、農地として利用する受託者も見受けられない状況となっているため、今後は管理しや</p>

	<p>すい山林として利用するため除外の申出があったものです。</p> <p>申出地は、農用地区域の端にあたり、他の農地にも影響がないことから除外の計画変更をしようとするものでございます。</p> <p>除外後の農地区分は、付近には公共施設等がなく、また、一定規模以上の農地の集団性がない生産性の低い農地であることから「第2種農地」と判断しております。</p> <p>以上、除外1件 1筆 計769㎡となっております。</p> <p>ご審議のほど、お願いいたします。</p>
議長（会長）	<p>只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員より報告を受けたいと思います。1番。</p>
28番	<p>1番案件について調査結果をご報告申し上げます。議案説明資料の34ページから37ページをご覧ください。</p> <p>まず、立地基準である「代替性要件」につきまして、今回の除外は植林を目的とされており問題ないものと考えます。</p> <p>次に、一般基準である「転用の確実性」につきまして、申出地は山間部に位置し、傾斜のある大変不便な農地で後継者もなく、他に受託者もないことなどから山林として管理をしようとするものであり問題はないものと思われまます。</p> <p>また、「周辺農地等への影響」につきまして、申請地は周囲を市道と山林に囲まれており、各項目につきまして適当と思われることから問題ないと考えます。</p> <p>よって本件は、農地法第4条第2項の各号には該当しておらず、転用許可相当として農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外についてはやむを得ないものと思われまます。</p> <p>ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
議長（会長）	<p>地元委員より報告がありましたが、ご質疑はありませんか。</p>
委員	<p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>ご質疑もないようですので、原案のとおり農用地区域から除外することに、ご異議ありませんか。</p>
委員	<p>（異議なし）</p>
議長（会長）	<p>ご異議ないものと認め、本件は原案のとおり認めることにいたします。</p> <p>次に、議案第51号『農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。</p> <p>本件につきましては、〇〇〇〇委員に関する事項が含まれていますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、〇〇〇〇委員の退席を求めます。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局（農地係長）	<p>失礼いたします。利用権設定の説明に入る前に、お配りした議案書に記載の誤りがありましたので訂正をお願いいたします。議案書の9ページをご覧ください。</p> <p>左の番号ですが、5番の次が8番となっておりますところ、正しくは</p>

6番となります。

次の7番の次が、9番となっておりますところ、正しくは8番となります。

次のページをご覧ください。10ページの一番左にあります番号が、10番とありますところは正しくは9番、次の6番となっておりますところが正しくは10番となります。

次の11ページですが、10番と書いてあります3筆は、前のページと重複しておりますので、申し訳ありませんが10番はすべて削除してください。

最後に、今回の概要とあるところですが、正しい件数は11件、17筆、面積が24,397㎡となります。大変申し訳ありませんでした。

それでは、利用権設定について新規の案件のみをご説明します。議案書8ページにお戻りください。

まず、2番ですが、水稻を栽培するため賃借権を5年間設定します。

次に4番は、野菜を栽培するため賃借権を6年間設定します。

次のページをご覧ください。9ページの6番と7番は、利用権の設定を受ける者が同一の案件で、すべて水稻を栽培するため6番は賃借権を3年間、7番は使用賃借権を5年間設定します。

次のページをご覧ください。10ページの9番と10番は農地中間管理事業を使った貸し借りです。9番に記載している地権者が、「えひめ農林漁業振興機構」を通して10番に記載している担い手に貸し付けるものです。内容としましては、すべて水稻を栽培するため賃借権を3年間設定します。

その他は再設定の案件ですので、後ほどご確認をお願いします。

今回の概要は、利用権設定の件・筆数が11件・17筆、総面積は24,397㎡です。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特にご質疑もないようですので、本案を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議ないものと認め、本案は原案のとおり決定することにいたします。

それでは、〇〇〇〇委員の入場を許可します。

以上で、本日の定例総会に提案しました議案のすべての審議が終了いたしましたので、議事を閉じることにいたします。